

新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（37例目）最終報

4月17日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（37例目）について、症状が改善し、退院基準*を満たしたことから、4月29日に県内宿泊療養施設から退所されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者 37	1 年代	40歳代		
	2 性別	女性		
	3 職業	医療関係者		
	4 居住地	尼崎市		
	5 症状、経過	4月13日	発熱あり	
		4月16日	倦怠感あり	
		4月17日	尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取 PCR検査陽性確定。容体は安定 <u>尼崎市内感染症指定医療機関に入院</u>	
		<u>4月24日</u>	<u>尼崎市内感染症指定医療機関から、県内宿泊療養施設に入所</u>	
	<u>4月29日</u>	<u>県内宿泊療養施設を退所</u>		
6 行動歴	4月13日以降は自宅で過ごす。海外渡航歴なし			
7 濃厚接触者	同居人なし。 <u>その他濃厚接触者はなし</u>			
8 その他	大阪府発表 808 例目患者の濃厚接触者			

※退院基準(令和2年2月18日付健感発 0218 第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
一部改正 令和2年4月2日付健感発 0402 第1号(抜粋))

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。

以 上